

# 全国商工新聞

## 長岡版

—発行編集—  
長岡民主商工会  
長岡市中沢167-1  
☎ 33-5948

2020年  
1月13日  
第1987号

新しい年がスタートし、早くも10日余りが過ぎました。多忙な中ではありますが、確定申告の準備に取り掛かりましょう。

# 中小業者の営業と信頼関係壊すインボイス 学習し、廃止を求める運動を広げましょう

2023年10月よりインボイス制度（適格請求書保存方式）が導入されます。インボイス制度が実施されると、中小業者の営業と信頼関係は破壊されてしまいます。制度の内容と問題点について学び、廃止を求める運動を展開しましょう。

インボイスとは、8%、10%の税率を区分した伝票（請求書や領収書、納品書）のことです。制度が導入されると、消費税の仕入れ税額控除（売上分の消費税から仕入・経費にかかった消費税を差し引くこと）ができるのはインボイスの保存がある取引分のみとなります。インボイス制度の最大の問題点は、インボイスを発行できないのは、税務署に登録した課税業者のみであることにあります。これによって課税業者は、免税業者が発行した請求書では消費税の仕入れ税額控除ができなくなり、そのため、引き続き免税業者と取引する課税業者の消費税納税負担額が増大します。

また、免税業者は、取引先の課税業者から「課税業者への変更」や「控除できない消費税相当額の値引き」を求められる、さらには「取引の打ち切り」を強いられる恐れがあります。移行措置もあるのですが、インボイス制度は課税業者・免税業者を問わず中小業者の営業に大きな影響を及ぼします。

先月関東支部で行った学習会では、取引相手に対し「『あなたは課税業者ですか？それとも免税業者ですか？』などと、非常に問いつつ、ましてや免税業者に課税業者になってほしいとは、とても言えない」という切実な声がありました。インボイス制度とは、信頼に基づく取引関係を壊す制度でもあります。導入反対の大きな大きな声を上げましょう。



**1. 24 長岡各界連行動にご参加を！**

長岡の民主団体で構成し、長岡民商が事務局を務める「消費税増税に反対する長岡各界連絡会（長岡各界連）」は毎月24日（土日祝の場合はスライド）、アオーレ前にて消費税5%への引き下げ等を求めるマイク宣伝や署名、シール投票などを行っています。今月は1月24日（金）、昼12時15分～13時に行動します。消費税を引き下げさせるため、ぜひご参加を！

**準備しましょう！ 控除証明書**

確定申告の時期が近づきました。社会保険料や生命保険料の控除証明書などを準備しましょう。添付・提出の必要があるものは、紛失した場合、再発行の手続きが必要です。

**① 添付・提出の必要があるもの（個人に  
よって異なります）**

- ① 社会保険料（国民年金） 控除証明書  
国民年金保険料を支払っている方に、昨年の11月初めにはがき形式で届いています。白地に青色で印刷されています。
- ② 公的年金等の源泉徴収票  
公的年金を受け取っている方に、はがき形式で1月中旬～下旬に届きます。白地にオレンジ色で印刷されています。
- ③ 給与や企業年金などの源泉徴収票
- ④ 生命保険料の控除証明書（一般の生命保険・介護医療保険・個人年金）
- ⑤ 地震保険料の控除証明書
- ⑥ 医療費の領収書またはハガキ等  
年間医療費が合計10万円（所得金額が200万円以下の場合、その5%）を超えた場合、控除の対象となります（同一生計家族分も合算可。補てん分除く）。

**② 添付・提出の必要がないもの**

- ・ 国民健康保険料の領収書  
添付・提出の必要はありませんが、領収書をもとに、どれだけ支払ったのかわかな金額をつかんでおきましょう。

